

令和3年度北見市奨学生の募集について

北見市では、経済的理由により修学困難な高等学校在学者に対し、奨学金を支給し有用な人材を育成する制度を設け、年額12万円を上限に奨学金を支給しています。ただし、都道府県が実施する高校生等奨学給付金（以下、「都道府県給付金」という。）【裏面※1】の対象者にあつては、都道府県からの給付金を差し引いた額の支給となります。

下記の要件を満たし応募される方は、関係書類を提出してください。

1. 対象となるのは、次の要件を満たした方です

- ①北見市に住所を有し、高等学校に在学すること
- ②学資の支弁が困難であること
- ③学業が優良で性行が善良であること

2. 支給額 年額 12万円（上限）…【裏面※2】 ※返済の必要はありません

3. 必要書類（北見市教育委員会、市内の各中学校及び義務教育学校、市内各高等学校に備え付けています）

- ①奨学生願書
- ②成績証明書・・・1年生は、出身の中学校又は義務教育学校で作成（過去3年間）
2・3年生は、在学高等学校で作成
- ③奨学生推薦書・・・※上記と同じ
- ④家庭状況調査書・・・令和3年7月1日の状況を記入してください
- ⑤同意書（世帯状況及び令和3年度の所得課税状況調査のため、世帯員のうち令和2年に収入のある方及び20歳以上の方の全員の署名、捺印が必要）
<提出が必要な方のみ>
- ⑥「奨学生本人と扶養されている兄弟姉妹の健康保険証等の写し」又は「扶養申立書」
…【裏面※3】

4. 募集人数 75人程度 （選考により決定）

5. 支給月 9月末・翌年3月末の年2回

6. 募集期間 令和3年7月1日（木）から7月30日（金）まで
※令和3年7月1日現在の状況を記入する書類がありますので、
7月1日以降に提出してください。

7. 提出先 学校教育課又は各教育事務所に直接提出いただくか、下記まで郵送にて提出
099-2194 北見市端野町二区471番地1
北見市教育委員会 学校教育課学事保健係

◎北見市奨学生は奨学生選考委員会にて選考し、8月中にその結果を本人宛に通知します。

◎ご不明な点がございましたら、各中学校又は義務教育学校、北見市教育委員会学校教育課
(33-1748)までお問い合わせください。

【※1】 都道府県が実施する高校生等奨学給付金とは…

高校生等奨学給付金は、生活保護受給世帯又は保護者（親権者）等全員の市道民税所得割額が非課税の世帯を対象に支給される給付金です。（支給予定額は下の表を参照）

なお、当給付金の詳細は、各高等学校から配付されます。

【※2】 都道府県給付金が支給される方（【※1】参照）は、北見市からは、年額 12 万円を上限に都道府県給付金額を差し引いた額を支給します。このことから、都道府県給付金の支給対象者にあつては、市からの奨学金が差額支給となるため、進学先の学校を通じ、北海道への申請が必要になります。

なお、保護者（親権者）等全員の市道民税所得割額が非課税の世帯のうち、令和 3 年 7 月 1 日現在で 15 歳(中学生を除く。)以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合で、国公立又は私立高校に入学する方は、国の給付金が 12 万円を超えることから、市からの奨学金は支給されません。（下の表を参照）

【※3】 「奨学生本人と兄・姉の健康保険証等の写し」又は「扶養申立書」

保護者（親権者）等全員の市道民税所得割額が非課税の世帯のうち、令和 3 年 7 月 1 日現在で 15 歳(中学生を除く。)以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合に提出が必要になります。

※健康保険証等の写しは、生徒等の氏名・生年月日及び扶養者氏名の記載がある面

※令和 3 年 7 月 1 日現在で 15 歳以上 23 歳未満となる兄弟姉妹の生年月日は、

1998 年 7 月 3 日から 2006 年 7 月 2 日となります。

※健康保険証の写しが提出できないとき又は健康保険証で扶養が確認できないときは「扶養申立書」を提出してください。

(表) 都道府県給付金及び北見市奨学金支給予定額（年額）

区 分			都道府県 給付金	北見市奨学金	
国 公 立	全 日 制 等	生活保護受給世帯	32,300 円	87,700 円	
		保護者（親権者）等全員 の市道民税所得割額が 非課税の世帯	扶養されている第 1 子の高校生等がいる世帯 15 歳（中学生を除く。）以上 23 歳未満の扶養されている 兄弟姉妹がいる世帯で、第 2 子以降の高校生等がいる世帯	84,000 円 129,700 円	36,000 円 支給対象外
		生活保護受給世帯	32,300 円	87,700 円	
	通 信 制	保護者（親権者）等全員 の市道民税所得割額が 非課税の世帯	扶養されている第 1 子の高校生等がいる世帯 15 歳（中学生を除く。）以上 23 歳未満の扶養されている 兄弟姉妹がいる世帯で、第 2 子以降の高校生等がいる世帯	36,500 円 36,500 円	83,500 円 83,500 円
		生活保護受給世帯	52,600 円	67,400 円	
		保護者（親権者）等全員 の市道民税所得割額が 非課税の世帯	扶養されている第 1 子の高校生等がいる世帯 15 歳（中学生を除く。）以上 23 歳未満の扶養されている 兄弟姉妹がいる世帯で、第 2 子以降の高校生等がいる世帯	103,500 円 138,000 円	16,500 円 支給対象外
私 立	全 日 制 等	生活保護受給世帯	52,600 円	67,400 円	
		保護者（親権者）等全員 の市道民税所得割額が 非課税の世帯	扶養されている第 1 子の高校生等がいる世帯 15 歳（中学生を除く。）以上 23 歳未満の扶養されている 兄弟姉妹がいる世帯で、第 2 子以降の高校生等がいる世帯	38,100 円 38,100 円	81,900 円 81,900 円
		生活保護受給世帯	52,600 円	67,400 円	
	通 信 制	保護者（親権者）等全員 の市道民税所得割額が 非課税の世帯	扶養されている第 1 子の高校生等がいる世帯 15 歳（中学生を除く。）以上 23 歳未満の扶養されている 兄弟姉妹がいる世帯で、第 2 子以降の高校生等がいる世帯	38,100 円 38,100 円	81,900 円 81,900 円

※北見市奨学金は、年額 12 万円を上限に都道府県給付金との差額支給としているため、支給額が変更となった場合は、それに伴い北見市奨学金の支給額についても調整します。